

平成28年第1回臨時会

奈井江町議会臨時会会議録

平成28年2月8日 開会

平成28年2月8日 閉会

奈井江町議会

平成28年第1回奈井江町議会臨時会

平成28年2月8日（月曜日）
午前9時58分開会

○ 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 議案第1号 奈井江町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 第4 議案第7号 奈井江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第8号 特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 会議案第1号 奈井江町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第2号 平成27年度奈井江町一般会計補正予算（第5号）
- 第8 議案第3号 平成27年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 第9 議案第4号 平成27年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第5号 平成27年度奈井江町老人保健施設事業会計補正予算（第3号）
- 第11 議案第6号 平成27年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算（第3号）

○ 出席議員（9名）

1番	大 関 光 敏	2番	竹 森 毅
3番	遠 藤 共 子	4番	石 川 正 人
5番	三 浦 きみ子	6番	森 岡 新 二
7番	笹 木 利 津子	8番	大 矢 雅 史
9番	森 山 務		

○ 欠席議員（0人）

○ 地方自治法第121条により出席した者の氏名（16名）

町		長	北	良 治
副	町	長	三 本	英 司
教	育	長	萬	博 文
会	計 管 理 者		篠 田	茂 美

ふるさと振興参事	碓井直樹
まちづくり課長	相澤公
くらしと財務課長	小澤克則
おもいやり課長	馬場和浩
ふるさと商工課長	横山誠
ふるさと創生課長	石塚俊也
まちなみ課長	大津一由
健康ふれあい課長	小澤敏博
やすらぎの家施設長	表久義
教育次長	山崎静
くらしと財務課長補佐	秋葉秀祐
代表監査委員	中野浩二

○欠席した者の氏名（0名）

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 岩口 茂
庶務主幹 栗山 ひろみ

（9時58分）

開会・挨拶

●議長

皆さん、おはようございます。

只今、出席議員9名で、定足数に達していますので、平成28年奈井江町議会第1回臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、6番森岡議員、7番笹木議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

●議長

日程第2、会期の決定を議題とします。
おはかりします。
今期、臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。
ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
会期は、本日1日間と決定しました。

日程第3 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時00分)

●議長

日程第3、議案第1号「奈井江町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

臨時会のご出席お疲れさまでございます。
議案書の1頁をお開き下さい。
議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」
地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。
記と致しまして、専決事項は、奈井江町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例。
専決処分の年月日は、平成27年12月30日。
平成28年2月8日提出、奈井江町長。
本件につきましては、昨年4月条例改正により、マイナンバーの記載が必要な税務関係書類について、関係規定を整備したところでありますが、昨年12月16日、平成28年度の税制改正大綱が決定され、町民税の減免申請書、特別土地保有税の減免申請に

については、マイナンバーの記載を不要としたことから、条例の施行期日である平成28年1月1日前に改正を行うため、専決処分を行ったところであります。

以上、奈井江町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分についてご説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご承認をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり承認されました。

日程第4 議案第7号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時02分)

●議長

日程第4、議案第7号「奈井江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の33頁をお開き下さい。

議案第7号「奈井江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

奈井江町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

平成28年2月8日提出、奈井江町長。

本件につきましては、平成27年人事院勧告による国家公務員の官民格差等に基づく給与制度の改正が行われたことから、同様の給料表及び支給手当額の改定を行うために、本条例の一部を改正しようとするものであります。

概要について、担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

まちづくり課長。

●まちづくり課長

臨時会出席大変お疲れさまです。

私の方から、奈井江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

議会資料の2をご覧頂きたいと存じます。

はじめに、給料について申し上げますが、資料の3頁から27頁にわたりまして、各給料表の新旧対照表をお配りしておりますが、若年層においては2,500円、以降、段階的な改定とし、高齢層については1,100円を引き上げるという改正を行うものでございます。

次に、勤勉手当について説明を致しますので、議会資料の32頁、資料4をご覧下さい。

一般職につきましては0.1カ月分、再任用職員については0.05カ月分を増額する改正となっておりますが、その支給方法につきましては、平成27年度支給分については12月期にさかのぼり1回で支給を行うものとし、28年度以降につきましては6月期と12月期の2回に分けて支給をするものとなっております。

以上、奈井江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をさせて頂きました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第8号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時05分)

●議長

日程第5、議案第8号「特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

59頁をお開き下さい。

議案第8号「特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例」

特別職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

平成28年2月8日提出、奈井江町長。

本件につきましても、先ほどの人事院勧告に基づく一般職の勤勉手当の支給率の引上げに伴い、町長及び副町長、並びに教育長に支給する期末手当の額について、同様に支給率の引上げを行おうとするものであります。

概要については、担当課長から説明させますので、よろしくお願いを致します。

●議長

まちづくり課長。

●まちづくり課長

それでは、議会資料の32頁、資料4を今一度、ご覧を頂きたいと存じます。

今ほど可決を頂きました、平成27年人事院勧告による一般職の給与引き上げに合わせまして、町長及び副町長、教育長に支給する期末手当につきましても、同様に0.1カ月分の支給率の引き上げを致したく、本条例の一部改正を行うものでございます。

なお、支給方法につきましては、一般職と同様に、平成27年度支給分については12月期にさかのぼり1回で支給を行うものとし、28年度以降については6月期と12月期の2回に分けて支給をするとするものでございます。

以上、特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明を致しました。よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第8号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 会議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時08分)

●議長

日程第6、会議案第1号「奈井江町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(会議案第1号を全文朗読)

●議長

提出者の補足説明があれば発言を許します。

2番竹森議員。

●2番

只今の条例改正案につきまして、内容は、今、事務局長が朗読されたとおりであります。

平成27年人事院勧告に基づき、改正することについて、職員は給与等の改正、そして特別職においては期末手当の支給月数の引上げということで、先ほど可決されたところであります。

私たち議会は、これまで議員報酬について、人事院勧告や特別職の措置、財政状況などを鑑みながら見直してきた経過があります。

本年度においても、人事院勧告、特別職とのバランス等を考慮し、期末手当の支給月数を0.1カ月分引上げ改正するため、本条例を提案するものであります。

全議員の賛同をよろしくお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

●議長

討論なしと認めます。

会議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時13分)

●議長

日程第7、議案第2号「平成27年度奈井江町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の3頁をお開き下さい。

議案第2号「平成27年度奈井江町一般会計補正予算（第5号）」

平成27年度奈井江町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,585万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億7,067万8千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年2月8日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、17款寄附金1,448万4千円を追加し2,770万4千円、18款繰入金4,137万5千円を追加し2億9,501万8千円、歳入合計5,585万9千円を追加し49億7,067万8千円。

歳出、1款議会費17万4千円を追加し4,321万1千円、2款総務費1,549万円を追加し3億8,774万8千円、3款民生費27万9千円を追加し9億433万3千円、8款土木費3,436万7千円を追加し6億1,812万5千円、12款職員費554万9千円を追加し7億4,159万5千円、歳出合計5,585万9千円を追加し49億7,067万8千円。

一般会計補正予算（第5号）の概要について説明申し上げます。

今回の補正につきましては、除排雪に関わる経費、また、今ほど、可決を頂きました人事院の勧告に伴う給料等の人件費の精査が主なものであります。

それでは、歳出から説明致しますので、7頁をお開き下さい。

議会費では、町議会議員に要する経費で、期末手当の精査により17万4千円を追加

計上。

総務費、総務管理費、一般管理費では、財政事務に要する経費でふるさと応援寄附金にかかる記念品、送料等の見込み精査を行い100万6千円を追加。

8頁の地域振興基金では、ご寄附による積立金1,448万4千円を追加計上致しております。

民生費の社会福祉費の高齢者対策費では、給料等の精査により27万9千円を追加。

10頁、土木費の道路橋りょう費、道路維持費では、小型除雪車の修繕等で73万円、町道排雪委託業務、雪捨て場保守管理業務で3,300万円、合わせて3,373万円を追加計上致しております。

下水道費では、下水道事業会計繰出金の見込み精査を行い4万5千円を追加。

住宅管理費では、公営住宅の除排雪にかかる重機借り上げ料59万2千円を追加計上致しております。

11頁、職員費、職員給与費では、給料等の精査により554万9千円を追加計上。

次に、歳入について説明を致しますので、6頁にお戻り下さい。

寄附金では、尾田キリ子さま他匿名の方1名、またふるさと応援寄附金では、平井杏奈さま他608名の方のご寄附により、合わせて1,448万4千円を追加計上致しております。

なお、以上における歳入歳出の差4,137万5千円につきましては、歳入予算における財政調整基金繰入金と同額計上して、収支の均衡を図ったところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

森岡議員。

●6番

只今の説明がございました補正予算、一般会計の補正予算ですけど、2点についてお尋ねをさせて頂きたいと思います。

まず、1点目は歳入における寄附金のところで、今回1,448万4千円ということで、今、副町長の方から説明もありましたけれども、もうちょっと聞きたいと思うんですが、特に昨年12月にJA新すながわのゆめぴりかの生産協議会が全道金賞ということで、栄えある最高金賞を受賞されたということで、町もこれに対しては、ブランド化に支援をしておりますし、本当に生産者の皆さんの努力に敬意を表するわけでありませうけれども、このことがこのふるさと納税に対して、かなりの影響があったのかなというように判断をしておりますけれども、この1,448万4千円の中で、特に、このゆめぴりかに関する受賞後と申しますか、これに関する部分での寄附金の状況について、教えて頂きたいと思います。

それがまず1点。

それと、除排雪に要する経費で、今回3, 373万円の増額補正ということでありませけれども、年度当初に約4, 800万弱だったと思いますけれども、排雪のための経費ということで、予算計上をしておりました。

それでご存知のように、12月の末から1月、1月は全般降っていたような記憶がありますけれども、大雪続きにおきまして、年末から、排雪をすぐ取り掛かって頂いて、1月もずっと皆さんの努力で排雪を頂いて、今、町民生活に対しては、道路も安全も確保されておりますけれども、また中頃には、対策本部を作って、努力を頂いたということも聞いております。

その中で、約1カ月の中で、当初の排雪経費が使われたということでもありますけれども、その執行状況と申しますか、排雪の状況について、もうちょっと詳しく説明頂きたいということと、今、緊急を要するような箇所があるのかということについて、ご説明を頂きたいと思います。

●議長

くらしと財務課長。

●くらしと財務課長

1点目の森岡議員のご質問にお答えをしたいと思います。ふるさと納税の状況ということで、2月5日現在の全体のふるさと納税の申し込み状況を申し上げますと、件数に致しますと1, 331件、金額に致しますと2, 427万円ということで、昨年と比較を致しますと約6. 4倍の寄附額という状況になってございます。

それで、昨年12月の新すながわ農協のゆめぴりかの最高金賞受賞のその後の寄附の状況でございますが、先ほど申し上げました寄附額、寄附件数のうち、お米関係が約7割ぐらいを占めておりますが、特に金賞受賞後の12月10日以降、急激に寄附も増えてございまして、それと合わせまして、従前より寄附者からお米の定期配送が出来ないかというような要望もあったということで、年明けから、1月1日から11日の期間限定でございますが、定期配送、半年間の定期配送の申し込みも臨時的に行いました。

それらを含めた12月10日から1月11日の1カ月間ですが、この間だけでのゆめぴりか関係の件数を申し上げますと531件の1, 254万4千円ということで、この1カ月で全体の寄附の約2分の1ほどの多くの寄附を頂いたという状況でございますので、ご理解を頂きたいと思います。

●議長

まちなみ課長。

●まちなみ課長

改めまして、おはようございます。

只今の森岡議員の質問でございます。

排雪状況ということで、今現在の、2月8日現在、例年平均3カ年平均より1m62

cm多い6m5cm降雪がございました。

また、積雪につきましても、例年より59cm多い1m20cmとなっております。

先ほどの年末から降雪があったということで、昨年27日から3日間で約80cmの降雪があり、昨年末については、29日から31日までを幹線の排雪を行いました。

年が明けてからも雪が降りまして、1月の降雪量については、例年より124cm多い2m94cm、特に6日からの集中降雪ということで、6日から13日までの8日で1m66cmの降雪がございました。

排雪につきましては、1月5日より町内の全排雪を開始し、ダンプの投入も多くし、日曜日を除くほぼ毎日の作業により、1月いっぱいにて、ほぼ完了してございます。

当初の予算でございますが4,860万円ということで、例年の雪でありますと、12月に幹線排雪、1月2月に町内の排雪、3月には民地をお借りしている雪堆積場の掻き出しということで、予算を計上してございました。

今回の1月の集中降雪によりまして、雪捨て場に搬入している雪の量でございます、例年3カ年平均しますと約10万5千立米が年間で搬入している状況でございますが、今年に限りましては、1月末現在で、ダンプの延べ台数の換算値になりますけれども、11万5千立米ということで、例年を遥かに上回った排雪を行い、経費につきましても、当初の予算より、同等の経費が掛かったと。

それによりまして、雪捨て場についても機械を、ブル、ショベルを2台投入しまして、1月の排雪に備えたわけでございます。

今回の3,300万につきましては、2月の例年の排雪分、それと3月の掻き出し分ということで計上してございますので、よろしくご審議のほど、よろしく申し上げます。

それと、もう1点、緊急場所ということで、2月に入りましてから、約1mぐらい降ってまして、今、除雪をしている堆積場、民地をお借りしている堆積場もほぼいっぱいになっているものですから、そこについても一部掻き出し部分ということで、緊急に対応したいと考えております。

●議長

森岡議員。

●6番

只今の説明で理解はするところでありますけれども、ふるさと納税については、ゆめぴりかの金賞ということが本当に素晴らしい相乗効果を上げて、様々な場面で貢献をされているということで、本当に喜ばしい限りであると思えます。

除雪の方なんですけれども、また今、緊急的に民地の方を排雪して頂けるといふことと、合わせまして、それは早急にされるんだろうと思えますけれども、今現在、16号の雪捨て場の状況なんです、3、4年前の大雪の時には確かあそこ満杯になって、工業団地の方に雪捨て場を移設した経緯もあるかと思えますけれども、現在、そちらの方の状況について、ちょっとお知らせ願いたいと思えます。

●議長

まちなみ課長。

●まちなみ課長

只今の森岡議員のご質問でございます。

雪捨て場の状況につきましては、1月いっぱいではほぼ3分の2程度の雪堆積場がいっぱいになってございます。

3、4年前に一度、中核工業団地に持って行った経過もあるんですが、今後の、例年の2月3月の降雪を、経験値で申しますと、2月3月分の雪については、今の現在16号の雪捨て場で対応出来るかと考えておりますので、よろしくお願い致します。

●議長

その他、質疑ございますか。

(なし)

●議長

質疑がないようですので、質疑を終わります。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第2号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時28分)

●議長

日程第8、議案第3号「平成27年度奈井江町下水道事業会計補正予算(第3号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書 14 頁をお開き下さい。

議案第 3 号「平成 27 年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第 3 号）」

平成 27 年度奈井江町の下水道事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 2 2 万 9 千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 2 月 8 日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

歳入、3 款繰入金 4 万 5 千円を追加し 2 億 6, 084 万 6 千円、歳入合計 4 万 5 千円を追加し 5 億 2 2 万 9 千円

歳出、1 款下水道費 4 万 5 千円を追加し 8, 420 万 2 千円、歳出合計 4 万 5 千円を追加し 5 億 2 2 万 9 千円。

本件につきましては、先ほどの一般会計同様、人事院勧告に伴う人件費の精査でありまして、18 頁の歳出から説明を申し上げますが、下水道費、下水道整備費、下水道建設費で給料等の精査を行い 4 万円を追加計上。

下水道維持費では、同じく給料等の精査で 5 千円を追加計上致しております。

以上における歳入歳出の差 4 万 5 千円につきましては、18 頁の歳入予算における一般会計からの繰入金を同額追加計上して、収支の均衡を図ったところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時31分)

●議長

日程第9、議案第4号「平成27年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

21頁をお開き下さい。

議案第4号「平成27年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)」

総則、第1条、平成27年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正、第2条、平成27年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入の補正はありません。

支出、第1款、病院事業費用434万7千円を追加し12億1,307万5千円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正第3条、予算第7条に定めた経費の金額を、次のように改める。

職員給与費358万3千円を追加し5億7,432万円。

平成28年2月8日提出、奈井江町長。

本件につきましても、先ほどと同様、人事院勧告に伴うものであります。

収益的支出から説明致します。

23頁をお開き下さい。

病院事業費用、医業費用の給与費で358万3千円、経費で76万4千円をそれぞれ追加計上致しております。

以上の結果、単年度実質収支では2,962万5千円の赤字となり、繰越実質収支では2億2,956万3千円の黒字を見込んでおります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時34分)

●議長

日程第10、議案第5号「平成27年度奈井江町老人保健施設事業会計補正予算(第3号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

25頁をお開き下さい。

議案第5号「平成27年度奈井江町老人保健施設事業会計補正予算(第3号)」

総則、第1条、平成27年度奈井江町老人保健施設事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正第2条、平成27年度奈井江町老人保健施設事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入に補正はございません。

支出、第1款、介護老健事業費用90万9千円を追加し2億4,002万2千円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正第3条、予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費83万8千円を追加し1億2,264万9千円。

平成28年2月8日提出、奈井江町長。

本件につきましても、前件同様でありまして、人事院勧告に基づくものであります。

収益的支出により説明を致します。

27頁をお開き下さい。

介護老健事業費用、営業費用の給与費では83万8千円を追加、経費で7万1千円をそれぞれ追加計上しております。

以上の結果、単年度実質収支では973万5千円の赤字となり、繰越実質収支で893万8千円の黒字を見込んでいるところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時36分)

●議長

日程第11、議案第6号「平成27年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算(第3号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書29頁をお開き下さい。

議案第6号「平成27年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算(第3号)」

総則、第1条、平成27年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算(第3号)

は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正第2条、平成27年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入に補正はありません。

支出、第1款、介護老福事業費用160万2千円を追加し3億8,361万円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正、第3条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費148万円を追加し1億6,304万6千円。

平成28年2月8日提出、奈井江町長。

本件につきましても、同様でございます。

収益的支出について説明致します。

31頁をお開き下さい。

介護老福事業費用、事業費用の給与費で148万円、経費で12万2千円をそれぞれ追加計上致しております。

以上の結果、単年度実質収支で193万9千円の赤字となり、繰越実質収支では3,

118万9千円の黒字を見込んでおります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

閉会

●議長

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

平成28年奈井江町議会第1回臨時会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

(10時39分)